

(電子メール施行)  
教体第1747号  
令和4年2月18日

各県立学校長様

教育長

### 「まん延防止等重点措置」が延長されることを踏まえた学校内の感染防止対策について

新型コロナウイルス感染者数は減少の兆しが見られますが、病床使用率や重症者数は依然として高い水準であり医療体制はひつ迫していることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が、3月6日（日）まで延長されることとなりました。

については、引き続き「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、まん延防止等重点措置終了までの期間、別添「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」のとおり感染拡大防止の徹底に取り組むようお願いします。

なお、各家庭における感染防止対策の徹底についても、引き続き注意喚起願います。

令和4年2月18日  
兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
兵庫県教育委員会

### 学校内のオミクロン株の特徴を踏まえた重点対策

(令和4年1月27日～3月6日)【まん延防止等重点措置終了まで】(抄出)

#### 1 教育活動

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。
- ・やむを得ず実施する場合は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。
  - ・卒業式については、参加人数の制限、こまめな換気の実施など感染拡大防止対策に十分留意のうえ開催する。
  - ・県外での活動は、原則行わない。なお、学校外の施設を利用する場合の保護者参加の可否は学校の判断とする。

#### 2 感染防止対策

- ・登下校時には、マスク（感染防止の効果が高い不織布マスク着用を奨励。）を着用する。なお、マスクをはずした場合は会話を行わない。
- ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置を行い、食事中は、マスクをはずしての会話は行わない。

#### 3 部活動

- ・県外での活動（全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。）は、原則行わない。
- ・練習試合・合同練習・合宿は県内外を問わず、行わない。ただし、公式試合に向けた県内での練習試合は可とする。
- ・3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加させない。
- ・部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認する。